

学校法人立教学院役員及び評議員に対する報酬等に関する基準

制定 2020年 3 月13日
改正 2021年 3 月12日
2021年 5 月25日
(題名改正) 2025年 3 月14日

(目的)

第 1 条 この基準は、学校法人立教学院（以下「学院」という。）の学校法人立教学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第73条第 1 項の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この基準において、次の当該各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 寄附行為第 7 条第 1 項に規定する理事及び監事
- (2) 評議員 寄附行為第 7 条第 2 項に規定する評議員
- (3) 報酬等 報酬その他の役員又は評議員としての職務執行の対価（名称の如何を問わない。）として受ける財産上の利益。
- (4) 費用 役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費。ただし、理事会及び評議員会に出席するための当該旅費については、その移動距離が100 k m未満のものを除く。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員に対し、報酬を支給する。

- 2 役員又は評議員本人から、就任時に、報酬の全部又は一部を辞退する旨の申出があった場合、全部の辞退の申出があった場合は不支給とし、一部の辞退の申出があった場合は申出の額を上限に減じて支給することができる。
- 3 前項の規定により、役員への報酬を不支給又は減額支給とする場合、私立学校法（昭和24年法律第 270号）第92条の規定に基づく最低責任限度額の算定は、不支給又は減額支給とする前の本来の支給額に基づいて行われるものとする。

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 報酬の額は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 学院の専任勤務員 別表第 1
- (2) 学院の専任勤務員以外 別表第 2
- 2 別表第 2 左欄に掲げる「業務執行理事」に特別の職務を命じる場合、理事会が適当と認める額を別表第 2 に定める報酬に加算することができる。ただし、加算後の報酬は、別表第 2 に定める常勤監事の額を超えることができない。
- 3 役員及び評議員が傷病の治療その他の事由によって休職するときの報酬の支給計算方法は、理事会が決定する。

(費用)

第 5 条 役員及び評議員の職務執行に必要な費用は、役員及び評議員の請求により実費を支給する。ただし、費用の支給について、学院が基準を定めている場合、その基準を準用する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬は、第 4 条の規定により定める月額から法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して、毎月22日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たる場合、その前営業日とする。

(報酬の計算)

第 7 条 新たに役員又は評議員に就任する者には、就任の日から報酬を支給する。

- 2 役員又は評議員が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任の日までの報酬を支給する。

- 3 役員又は評議員が月の途中で就任又は退任した場合、報酬の計算は、日割り計算とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会改選年度における理事長、常務理事及び業務執行理事の報酬の計算については、改選後の新理事会発足日から1か月以内に選任した場合、発足日から在任していたものとして行う。
- 5 常務理事が学校法人立教学院給与規程（以下「給与規程」という。）に定める職務手当の支給を受ける者であるときの報酬は、給与規程に基づき支給される職務手当の半額に相当する額を減じた額とする。
- 6 前項の規定により、常務理事への報酬を減額支給とする場合、私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額の算定は、減額支給とする前の本来の支給額に基づいて行われるものとする。

（端数の処理）

第8条 この基準による報酬の計算において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 学院は、この基準をもって、寄附行為第89条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定めることができる。

（改廃）

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この基準は、2020年4月1日より施行する。
- 2 学校法人立教学院役員報酬内規は、2020年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この基準は、2021年3月12日より施行する。

附 則

- 1 この基準は、2021年8月16日から施行する。
- 2 寄附行為第18条第3項第4号、第5号及び第6号に掲げる理事に対する施行の日の属する月の報酬は、次に掲げる額を合算した額とする。
 - (1) 従前の基準の別表第1に基づく報酬額を施行日の前日までについて日割り計算した額
 - (2) 施行後の基準の別表第1に基づく報酬額を施行日以降について日割り計算した額

附 則

- 1 この基準は、2025年度最初の定時評議員会終結の時から施行する。
- 2 この基準の施行前に在任する役員については、この基準の改正前の基準（以下「改正前基準」という。）に基づき、感謝状及び退任慰労金を贈呈する。

別表第1 役員及び評議員が学院の専任勤務員である場合の報酬（第4条関係）

役職名	報酬の額	
	月額	年額
理事長	77万円	924万円
代表業務執行理事	77万円	924万円
常務理事	44万円	528万円
業務執行理事	19万円	228万円
非業務執行理事	11万円	132万円
評議員	2千円	2.4万円

別表第2 役員及び評議員が学院の専任勤務員でない場合の報酬（第4条関係）

役職名	報酬の額	
	月額	年額
理事長	170万円	2,040万円
代表業務執行理事	170万円	2,040万円
常務理事	150万円	1,800万円
業務執行理事	19万円	228万円
非業務執行理事	11万円	132万円
常勤監事	85万円	1,020万円
監事	11万円	132万円
評議員	5千円	6万円